

小鹿野町森林整備計画変更計画書

平成29年 3月28日

計画期間

自 平成25年 4月 1日

至 平成35年 3月31日

埼玉県

小鹿野町

1 変更の理由

森林法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 44 号）の施行により、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく森林計画制度において、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域の設定等が新たに措置されました。

このため、平成 25 年 3 月 28 日に樹立（平成 26 年 4 月 1 日に変更）した小鹿野町森林整備計画について、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 6 第 3 項の規定に基づき変更しようとするものです。

なお、この変更の効力は平成 29 年 4 月 1 日から生じるものです。

2 変更年月日

平成 29 年 3 月 28 日

4 変更事項

I・II (略)

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、次のとおり定める。

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

ニホンジカの被害対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に、植栽木の保護措置(防護柵の設置・改良等、幼齢木保護具の設置、巡視等)又は捕獲(わな捕獲、銃器による捕獲等)による鳥獣害防止対策を推進し、被害防止に努めるものとする。

なお、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図りながら、必要な施策を講じるものとする。

別表3

対象鳥獣の種類	森林の区域(林班)	面積(ha)
ニホンジカ	別添概要図のとおり	14,174.16
合計	277	14,174.16

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域において、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には、森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止に努めるものとする。また、野生鳥獣の行動把握・被害状況把握等に努めるものとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1)・(2) (略)

2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)

ニホンジカ等による食害、剥皮被害を防止するため、植栽木の保護措置(防護柵

の設置・改良等、幼齢木保護具の設置、巡視等)等の対策について県、森林組合及び森林所有者等と協力しながら推進する。また、野生鳥獣との共存にも配慮した森林整備等を推進する。

3～5 (略)

IV・V (略)